

## 【学位論文審査の要旨】

### 論文審査報告

日本の「家」制度では、家督の継承が最重要で、家族形成における血縁はどこまで重視されていたのか疑わしい。しかし、近年ゲノム解析やその編集といった DNA 研究の進展や生殖補助医療技術の発展にともない、人びとの血縁意識が強化されている観がある。特に生殖補助医療の現場では、以前では子どもを持つことが叶わなかった人たちに、自分（たち）の遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことの可能性がひろがり、日本全国でおよそ 47 万人が不妊治療を受けている。単に子どもを持ちたいのであれば、養子縁組でもいいはずだ。しかし、日本では養子縁組は最後の選択肢であり、養子縁組よりは子どもを持たない人生を選択するというケースも多い。ここには、血縁に対するこだわりがうかがえる。

また、離婚の増加にともなう再婚の増加によって、現在では婚姻の 4 組に 1 組が再婚であり、ステップファミリーも増加している。ステップファミリーは、どちらか（もしくは両方）の親に非血縁関係にある子どもがあり、血縁親子関係と非血縁親子関係の混在だ。こうした状況で、血縁意識の強まりはステップファミリーの親子関係に影響を及ぼすのか。継親は継子を、そして継子は継親をどのように捉えているのか。また、離婚により同居していない実親はどのように捉えられているのか。他方で、社会的養護のもとで生活する子どもたちの中には、血縁者である実親から切り離されて生活している人たちがいる。近年の児童の入所理由の多くは虐待によるものであり、その後の家庭復帰が難しいケースもある。相談対応件数が増加している児童虐待においては、虐待者の多くが実親であり、血縁のある子どもをなぜ虐待してしまうのか、という疑問もある。このような、血縁のある実親子関係において一緒に生活できないことが、子どもにどのような影響を及ぼすのか。

通常親が離婚しても、親権を持たない親と子どもの親子関係は解消されることはないが、特別養子縁組では、子どもと実親の法的親子関係が解消され、養親とのあいだに実子と同様の法的親子関係が構築される。技術の進歩や社会状況の変化によって家族の多様化がひろがり、家族に対する人びとの意識も変化してきている。しかし、ステップファミリーの増加や特別養子縁組に見られるように、親子関係における血縁からの距離化が図られている一方で、生殖補助医療の現場では血縁に対するこだわりが見られる。この相反するような血縁意識のひろがり、今後の家族観にさまざまな問題提起をする。親子関係における血縁が当たり前ではなくなりつつある現代社会において、人びとは血縁から逃れることはできるのか、できないのか。これが本申請論文を貫く問題意識である。

第一部は、第一章「問題の所在：家族の変遷と新たな問題」、第二章「家族と血縁：本稿の分析視点」、第三章「生殖補助医療における血縁」から構成される。この第一部は先行研究のレビュー及び理論的な側面から見たときの血縁の問題を取り上げる。第一章「問題の所在：家族の変遷と新たな問題」は近代日本の家族を捉えるときの視点のなかに血縁がどのように位置づけられていたのかを、主に時間的経過のなかから整理したものである。第二章「家族と血縁：本稿の分析視点」は、生殖医療が一般的に行われるようになってから、

ゲノム編集や不妊治療といった生化学の進歩がどのように社会的に捉えられてきたのか。そうした理系の生化学の進歩に対して、人文科学はどのように反応してきたのか、さらには具体的な社会問題のなかでいかに血縁が語られていたのかが論じられる。そして第三章「生殖補助医療における血縁」は、生殖医療関連の問題に焦点が当てられる。とりわけ、当初は夫婦の一方の能力の欠如を補完するものとして行われていた生殖医療は、その人工的性質から子どもを持たないあらゆるタイプの人々に子を持つチャンスを与える。その結果、生殖医療の進展は、同性婚カップルにも子を持つこと可能にさせたり、知らない間に兄弟であったりと、人々にとって自明のものと思われてきた家族のあり方そのものに疑念を生じさせ、社会的にも新たな法整備を必要とさせている。

第二部は、血縁意識をアイデンティティとの関連から具体的な問題としてアプローチする。まず検討されるのが児童養護施設で育つ子どもたちである。第四章「実親の代替としての人的ネットワーク——児童養護施設と退所者の困難」は、様々な理由から親もので育つことができなかった者のうち児童養護施設で育った者が検討対象に挙げられる。児童養護施設で育った者は高校を卒業すると、退所することが求められる。親元に居ることができなかった彼・彼女たちの退所は、多くの場合、その後は一人で社会のなかで生きていかななくてはならない。通常の家で育ってれば、親の姿を通して学んでいる冠婚葬祭や近隣づきあい等を学ぶリービングケアの意味を教えられる側・教える側、そして施設での対応の実態から論じていく。

第五章「「公/私」的实践としての非血縁親子（養育）関係における血縁」では、前章でとりあげた児童養護施設、里親、養子（特別養子縁組）、両親の再婚に伴うステップファミリーが検討の対象となる。非血縁親子（養育）関係の公的実践を児童養護施設と里親として捉え、養子（特別養子縁組）とステップファミリーをその私的実践として捉えて、本章では後の章の議論のための論点整理がなされる。第六章「血縁意識と家族——大学生アンケート調査」は、首都大学東京倫理調査委員会からの倫理チェックを受けた上で、一般教養科目「社会学 A・B」の受講者を対象に行った学生調査を元に行っている。若者に対する血縁意識や血縁規範意識を聞いた量的調査が見つからなかったこともあり、本調査は実施されることになった。本調査を通じて、若者が日常生活では血縁をとくには意識していない。子どもを持つということに強いリアリティを感じていないなかでは、総じて生殖医療、里親やステップファミリー等にも理解があることが分かった。また、結婚願望等も兄弟の人数等の生育環境とはあまり関係しておらず、一般的に自分は結婚するということが当然視していた。

第七章「シングルマザーから見る親子関係における血縁意識」は、シングルマザーとして子どもを育てている者たちへのインタビューから、血縁意識を問うものである。この場合の血縁意識とは、自分の子であるという血縁と別れた夫の子であるという血縁の二重の血縁意識である。母子家庭が低所得であることは広く知られている事実であり、本章の聞き取り調査対象者も決して裕福ではなく、子どもを抱えて仕事をすることで多大な困難に

直面している。子どもは生きる支えであると同時に、別れた夫が押しつけたものでもある。このような状況下で、どのように血縁が捉えられているのかが問われる。

第八章「児童虐待と血縁」では、児童虐待をめぐる様々な統計を検証していくが、その中で直接の血縁者または法律婚の相手に着いては出てくる者の、シングルファーザーやマザーの付き合っている相手であったり、事実婚状態の場合の非血縁パートナーであったりが、既存の統計のなかでは出てこない問題が論じられる。また、児童虐待統計を詳しく読み込んでいくと、虐待理由に血縁意識が関係していると読み取れるものが存在し、もし血縁意識が適切に把握されれば対処の仕方にも大きな力を発揮することが論じられる。

第9章「考察——人々の血縁意識とは」は、これまでの議論を通じて「血縁意識」がどのようなものであるのかが論じられる。親子関係にとって、血縁はあまりに自明なことから、通常人々はそれを意識することがない。また、社会制度としても、血縁は自明のものであり、それ故敢えて制度化されていることはなく、体外受精を含む AID 等の個別の問題が発生してから、個別の問題毎に制度が作られていく。しかし、現実には、日本がそうした制度とつくらなかつたり禁じていたりしても、代理母などに見られるように日本で禁じているもので生まれる子どもが現代では一定数存在しているのも事実だ。生殖医療を通して子どもを欲する人々の声からは、かつてのイエではないけれども、自分やパートナーの DNA を残したいとする強い血縁意識が見られる。本来は、血縁意識とは無関係に見える児童保護施設や里子においても、施設のスタッフと被保護者、里親と里子の関係のなかには、血縁親子関係からの距離が意識される機会が絶えず存在し、そこでも血縁意識が作用していることがみられる。再婚を通じて形成されるステップファミリーでも同様だし、児童虐待においても無視できない重要なファクターになっている。つまり、普段は意識されていない「血縁」がある特殊な状況においては、それが極めて重要なモメントになって、様々な作用をする。しかし、それは状況やイシュー毎に異なるものであって「血縁意識」もまた多様なものにならざるを得ないことが論じられる。

第十章「結論——これからの家族への示唆」では、血縁意識が多様であることはあまり気づかれていない。家族を考える際には血縁が自明視されがちだが、LGBT をはじめ多様な性のあり方や、多様な家族のあり方に対する理解は一定程度社会的な認知が深まってきている。では、血縁意識の多様性についての理解も同様に深まっているのだろうか。申請者はそうではない、と論じる。だからこそ、今後の示唆としては、まずは多様な血縁意識に対する教育が求められ、広く様々な血縁意識があることを社会が承認することによって、非血縁家族の理解も進んでいくと論じた。

本審査論文に対する口頭試問は 2019 年 2 月 21 日に 5 号館 239 室で 17 時半から 21 時までの 3 時間半をかけて行われた。この口頭試問では、家族が血縁をもとにつくられるのは個人にとっても、社会にとっても当たり前のことであって、ここを問題にする意味はどこにあるのか。生殖医療の進展や外国での代理出産の問題があることは理解するが、全体としては少数の問題だ。まだ家族に養われている側で、自身が養う側（子に対する責任ある

立場) になっていない学生に対する調査はどこまで普遍化できるものであるのか。血縁意識が多様な形で存在し、普段は潜在的にあって、それが何らかの契機を通じて表出する、その結果問題は多様な形になるというが、その解決が多様性の理解とそのための教育になるのはなぜなのか、といったことへの質問が行われた。どの質問に対しても、申請者は自身の回答で主査・副査を納得させることができた。公開審査は、3月4日11時よりおこなわれた。公開審査においては、学生に血縁意識を聞く意味はなんなのか、様々な形で子どもができることに対して若い人ほどそれを小さいときから聞いている。大人になってから新しい生殖の仕組みがでてそれを知った人との間には、同じ問題に対する感度がそもそも違っている。本論文では世代間の認識格差があまり触れられていないようだが、そのあたりはどのように考えているのか、といったことが質問として出された。申請者はこれらにも適切に対応し、質問に答えていた。以上のことから、主査・副査は学位申請者に対して博士(社会学)の学位を授与することを決めた。